

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	北会津地区(本田)	令和2年2月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	72 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	71 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	45 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	45 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	45 h a
(備考) ②のうち10年後も営農継続を予定している農業者の耕作面積は26ha ④は、10年後までに規模拡大の意向のある農業者の拡大しようとする面積と同じ	

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業従事者の約7割が60代以上。70代も多く、そのほとんどに後継者はいない状況である。 ○現在は地域内の担い手となっても、高齢となるため、10年後までにはリタイヤを希望する者もいる。 ○地域の後継者そのものも不足している(少子高齢化が進んでいる)。 ○地域外に貸付している人もいるが、地域外の借受者も高齢となるため、10年後の見込みは不透明である。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状で耕作放棄地はないが、農業従事者の多くが60～70代であり、そのほとんどに後継者がいないことから、10年後には耕作放棄地となる可能性が高い。 ○基盤整備未実施地区があり、1区画の面積が小さいことから、当該地区は、将来、地域の担い手が効率的に耕作することが困難な状況となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リタイヤや規模縮小、また農業後継者不足などにより、10年後には、地域内の多くの農地で耕作不能が見込まれることから、これらの農地について、規模拡大の意向のある地域内の担い手へ集積・集約化するなど、耕作地として維持していく。 ○これにあわせて、当面の間は、当該担い手が個人事業主として地域内での中心経営体となっていくことにより、地域内の農地は耕作地として維持される見込みではあるが、担うべき面積が拡大することにより、働き手の不足が確実に見込まれることから、地域内の農業の中心経営体として、当該担い手を中心とした地域主体の農業法人を設立し、集積・集約化を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 担い手への集積・集約化

○耕作不能となる土地(主に田)については、当面の間は、順に地域内の担い手への集積・集約化を図る。

② 中間管理機構の活用

○ ①と並行して、出し手側の中間管理機構への貸付を推進し、担い手にとっての耕作の効率化を図る。(分散錯圃の解消。貸借にかかる事務の一本化。)

○最終的には、出し手の全ての土地を中間管理機構への貸付となることを目指す。

③ 基盤整備事業への取り組み

○10年後を見据え、担い手にとっての農業収入安定化に向け、機械の大型化に対応した圃場の整備・集積とともに高収益作物へ取り組むため、ただちに基盤整備事業に取り組むこととする。

○なお、基盤整備対象となる農地については、全て中間管理機構を通じて、上記3人の担い手へ貸付する。

④ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持していくため、多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むこととする。

○組織体制についても、全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内の農家・非農家を問わず全員が参加する組織を継続していく。

○また、地域の伝統文化継承し、その魅力の発信に努めることや、空き家に関する情報を提供することなどにより、積極的な新規定住者の誘致も行っていく。

⑤ 集積・集約化しない農地の対応

○担い手へ集積・集約化しない農地(主に畑)については、引き続き、自家用野菜の生産等で維持していく。

○なお、家庭菜園等のみ従事している者については、農業繁忙期において、積極的に担い手の支援をできる体制を構築していく。

⑥ 新たな担い手の育成

○10年後の担い手は確保できる見込みであるが、20年～30年後における担い手の確保は不透明な状況であることから、その確保に向けた取り組みを行っていく必要がある。

○具体的には、現在、農業に従事していない若者に対する営農指導や農業の魅力を伝えるなどにより、後継者としての育成を行っていく。

○新規に就農を希望する者を、地域としても積極的に受け入れていく。

⑦ 農業法人の設立

○当面の間は、担い手が個人事業主として、地域内での中心経営体となっていくことにより、地域内の農地は耕作地として維持される見込みではあるが、担うべき面積が拡大することにより、働き手の不足が確実に見込まれる。

○したがって、10年後を目標に、地域内の農業の中心経営体として、10年後の担い手を中心とした地域主体の農業法人を設立する。

○雇用する人材は、農業からはリタイヤしたが一部作業を行うことできる高齢者や、現在は会社等に勤務しているが退職後に農業に従事することができる者などとする。

○また、組織は、新たに育成する担い手の受け皿としての機能を持つものとしても位置付ける。